

平成 26年 11月 21日

幕別町議会議長 古川 稔 様

幕別町議会議員

小島 智恵



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨
まっく・ざ・まっくの分室創設を	わが町における不登校の件数は、小・中学校合わせ（H25）5校21件であり、過去6年の推移と比較すると中学校の件数増加が顕著であり、最多となった。現在子どもサポーター配置事業による対応、支援が行われているが拠点であるまっく・ざ・まっくは札内地区にあり本町地区に居住している場合では遠距離のため利用しづらい環境にあり分室が必要であると町民から聞いている。以下について伺う。 ①居住地区による利用状況、見解は。 ②まっく・ざ・まっくの分室を創設する考えは。
税の滞納と時差出勤勤務制度の導入について	日本国憲法第30条で規定されている「納税の義務」はご周知のとおり「勤労の義務」「教育の義務」と並び、国民三大義務の一つである。しかしながら、納税する能力があるにも関わらず滞納を続け、再三の呼び掛けにも応じない等のため十勝圏複合事務組合（滞納整理機構）による滞納処分に至る悪質なケースも起きている。滞納者が増加すると納期限内に納税されている方からの不公平感が蔓延し、また町の財政圧迫や住民サービスの低下にもなりかねないため、確実に納税して頂くよう努め、収納率の向上を図る必要がある。以下について伺う。 ①滞納処分の状況、収納率。 ②納税相談の件数、対応。 ③滞納者への対応、収納率向上の取り組み。 ④徴収業務にあたる町職員の体制、時間外勤務状況。 ⑤時差出勤勤務制度を導入する考えは（町職員全体においても）。

（注）質問の要旨は、具体的に記載すること。